年金

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けた場合、年金の受給資格期間には含みますが受給額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。追納制度では免除などの承認を受けた期間の過去10年以内であれば保険料を納めることができ、受給額を増やすことができます。免除などを受けた期間から3年度以上経過後に追納する場合は当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

※追納制度を利用する場合は申し込みが必要

申込・問合先　守口年金事務所
☎06(6992)3031

保険

12月2日(月)に健康保険証を廃止

法令改正によりマイナ保険証を基本とする仕組みに変わることから、現行の健康保険証は12月2日(月)以降、新規発行や再発行ができなくなります。保険証は廃止日以降も有効期限まで引き続き使えます。

市国民健康保険加入者へ7年10月31日(金)まで有効の保険証を10月下旬に送ります。

廃止日以降、マイナ保険証を持っていない人が保険証を紛失したときなどは、保険証に代わる資格確認書を発行します。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先　健康保険課
☎06(6902)5697

防災

全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験

当日は、市内50カ所のスピーカーから一斉に音声が流れます。災害時などの情報伝達体制に万全を期すための訓練ですので、ご理解ご協力をお願いします。

とき
8月28日(水)午前11時

放送内容
上りチャイム音
「これはJアラートです」
（3回繰り返し）
下りチャイム音

弾道ミサイルが飛来するおそれがある時の行動を確認しましょう

Jアラートから緊急情報が流れたら次の行動をとりましょう。

屋外にいる場合
近くの建物や地下施設に逃げる。近くに建物がない場合は伏せる

屋内にいる場合
窓から離れる

問合先　危機管理課
☎06(6902)5812

大阪880万人訓練

訓練当日は訓練用エリアメールや緊急速報メールが届きます。

着信時間　9月3日(火)
○府のメール…午後3時3分
○市のメール…午後3時5分

※マナーモードでも音が鳴るため注意
※詳しくは府ホームページ参照

◆日ごろから備えましょう
○家具は留め具で固定
○非常持ち出し品の準備
○ラジオ、懐中電灯などの電池を点検
○避難後に再会する場所の確認

問合先
大阪880万人訓練実行委員会事務局
☎06(6941)0351
府民お問合わせセンター
☎06(6910)8001

大阪880万人訓練
Osaka 8.8million drill

まちづくり

カドマとタクミ　vol.19

夜でも子連れでゆっくり楽しめるマルシェを開催します。

とき　8月17日(土)
午後5時～9時

ところ　トライアルパーク
（旧門真プラザ駐車場）

問合先　都市政策課
☎06(6902)6238

実物大耐震シェルターの展示会

耐震シェルターは地震時に身を守るため、建物の中に設置する家庭用の避難所です。

とき　8月23日(金)～9月13日(金)の平日
午前9時～午後5時30分
※8月23日(金)は午後1時から、9月13日(金)は午後2時まで
※事前申込不要

ところ　門真中町ビル
1階ラウンジ

◆耐震シェルター設置補助

対象
昭和56年5月31日以前に建てられた耐震診断結果の評点が1・0未満の長屋、共同住宅を含む木造住宅

補助額　費用の5分の4
※上限30万円
※そのほか条件あり。詳しくは問い合わせ

問合先　建築指導課
☎06(6902)6341

8月は道路ふれあい月間 8月10日は「道の日」

渡ります　元気な命が　歩いてます

道路の役割と重要性を再認識するための国民的運動です。生活に欠かせない道路を常に広く美しくする気持ちを持ち続け、安全に利用しましょう。

◆道路を快適に使うポイント
○ごみや空き缶などを捨てない
○看板類や商品などを道路にはみ出し設置しない
○違法駐車や自転車などの放置をしない

◆道路付属施設
道路照明灯、カーブミラー、ガードレール、排水施設などの道路付属施設の故障や道路に穴があると事故につながる恐れがあります。お気づきの際はご連絡ください。市公式LINEでも通報ができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

市公式LINEからの通報方法
○トップメニューから①②をタップ
○写真・位置情報・日付などの情報提供に同意する
○「通報の手順」に従って通報内容を送信する

問合先　道路公園課
☎06(6902)6487

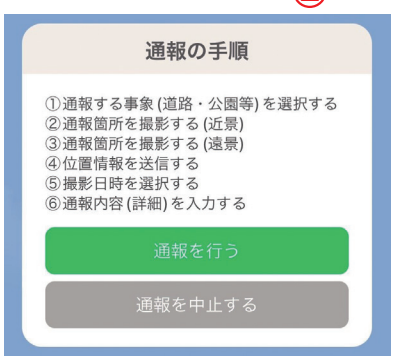

ガラスケデザインのTシャツ販売中

販売場所　魅力発信課
販売価格　１枚1500円
サイズ
男女共用Ｓ～LL
※数に限りあり
問合先
魅力発信課
☎06(6902)5605

還付金詐欺の電話にご注意を

門真市役所の職員を名乗る人から「還付金がある」などという不審な電話がかかっています。ATMで還付金手続きはできません。

不審な電話があった際は一度電話を切り、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。

問合先　消費生活センター
☎06(6902)7249

児童扶養手当制度 11月分（7年1月支給）から変更

手当月額（６年11月分以降）

対象児童数	全部支給	一部支給
３人目以降	１万750円	5380円～１万740円

※手当の月額は物価スライド制、改定の可能性あり
※１人・２人目は変更なし

所得制限限度額表（６年11月分以降）

扶養親族等の数	受給資格者本人			
	全部支給		一部支給	
	年収（目安）	所得額（未満）	年収（目安）	所得額（未満）
０人	142万円	69万円	334.3万円	208万円
１人	190万円	107万円	385万円	246万円
２人	244.3万円	145万円	432.5万円	284万円
３人	298.6万円	183万円	480万円	322万円
４人	352.9万円	221万円	527.5万円	360万円
５人	401.3万円	259万円	575万円	398万円

問合先　こども政策課　☎06(6902)6186

児童手当制度 10月分（12月支給）から変更

拡充後、初回の支払い月は６年12月です。手続き方法などは決まり次第、市ホームページなどに掲載します。変更点は次のとおりです。

①支給対象　高校生年代まで
※18歳到達後の最初の年度末まで
②所得制限　なし
③手当月額
○３歳未満…１万5000円
※第３子以降は３万円
○３歳～高校生年代…１万円
※第３子以降は３万円
※多子加算のカウント方法は大学生に限らず22歳年度末までの子が親の経済的負担がある場合に対象
④支払期月　年６回（偶数月）

問合先
こども政策課　☎06(6902)6186

納付期限９月２日(月)　市・府民税第２期、国民健康保険料第３期、後期高齢者医療保険料第２期、介護保険料第２期の普通徴収　収納課　☎06(6902)5935